令和６年度

海南市ものづくり創造支援事業補助金

（ものづくり事業）募集要領

問い合わせ先　　海南市役所まちづくり部産業振興課

073-483-8460　 　sangyosinko@city.kainan.lg.jp

令和６年3月25日

海南市

１　目　的

　本事業は、市内の中小企業者等が行う新製品又は新商品の開発に対し支援を行う

ことにより、地場産業の底上げ及び振興と発展に寄与することを目的とします。

２　補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は次のとおりとします。

ア　新素材又は新技術を活用し、新商品を研究開発する事業

イ 既存の技術・技法等を活用し、従来にない商品又は従来品に比べ著しく優れた機能等を有する商品を研究開発する事業（機能の改善等を伴わず商品等のデザインのみを新たにする事業を除く）

ウ　上記を達成するための手段として行うマーケティング、デザイニング、販路開拓等の事業

|  |
| --- |
| ※　新商品（試作品）を年度内に作る計画であることを必須条件とし、製造設備の開発や  製造技術の研究のみの場合は対象外とします。  ※　イに該当する新商品開発は、機能性の著しい改善のほか、抗菌効果、防カビ効果、耐久性など、検査によって数値化でき、従来品との差異を明確にできるものをいい、単に見た目や味の変更などによる新商品は対象外とします。具体的に次のようなものは対象外となります。  ×　みかん風味で飲みやすいダイエットサポートサプリメント（味の変更）  ×　有名デザイナーによるスタイリッシュなペットボトル洗浄具の開発（デザインのみの変更）  ※　ウのマーケティング事業等は、アもしくはイに掲げる新商品開発と同時に実施するものに限り、単独での実施は、対象となりません。 |

３　補助対象者

補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、次のすべての要件を満たす必要が

あります。

（１）地域産業を主要業種とする事業者であること（※１）

（２）主たる事業所が市内に所在すること

（３）市税を完納していること

（４）補助対象となる事業について、国、県又はその他の団体から補助金等の交付を受けていないこと

|  |
| --- |
| ※1　地域産業を主要業種としている事業者とは具体的に、次の要件を満たす事業者をいう。  ①　製品の製造過程の全て又は一部を県内で行う中小企業者等（中小企業基本法第２条に規定する中小企業者若しくは複数の中小企業者からなるグループ又は中小企業等協同組合法第３条に規定する協同組合）であること。  ②　現に事業を営んでいる事業者であること（新規創業は対象外）。  ③　地域外(県外)への販路を持っていること（例として下記のような場合が該当する）。  なお、地域外への既存の販路を持たず、新商品により地域外への販路を開拓しようとする場合は、具体的な販売先を計画書に明示すること。  ア）地域外の事業者に直接販売又はＯＥＭ供給するルートがある場合  イ）地域外に販売するルートをもつ販売会社に対し販売する場合  ウ）地域外に自らの販売店を持っている場合  エ）大手インターネットショッピングモールに出店している場合  オ）大手通販会社のカタログに掲載している場合 |

４　補助限度額及び補助率等

　（１）補助限度額 １企業につき100万円

　（２）補助率 2分の１以内

　（３）補助対象期間 　　　　交付決定日～令和７年3月末

５　事業実施計画書等の作成及び提出

　（１）補助事業の申請をしようとする事業者は期限までに次の書類を提出してください。

　　　　　　ア　事業実施計画書

　　　　　　イ　収支予算書（見積書など根拠となる資料も添付してください。）

　　　　　　ウ　参考資料（新製品の素材に関する資料、図面、従来品との比較資料など）

　（２）事業実施計画書等の提出期限

**令和６年5月31日（金）**

　（３）事業実施計画書には、事業目的、商品の内容、課題、開発スケジュール（補助対象期間内に終了すること）等の必要事項を具体的に記入してください。

６　補助事業に関するヒアリング及び採択

　補助事業の採択は、外部有識者等を交えたヒアリングを実施し、その結果を踏まえて

決定します。ヒアリング時には、事業計画の提出者から内容に関するプレゼンテーションを行っていただくことがあります。

７　補助対象経費の内容

　（１）原材料費

新商品の構成部分又は試作、試験等の実施に直接使用する原料、材料及び副資材の購入に要する経費（※１）

　　　　（例．素地、繊維、塗料、フィルム、箱、パッケージ）

　（２）機械装置費・工具器具費

新商品の研究開発に必要な機械装置（※２）、工具器具類の製造、改造、購入又は借用（※３）に要する経費

　　　　（例．機械装置、試作用金型、刃型、ロール）

　（３）外注加工費・委託費

事業を行うために必要なデザイン、設計、加工等の作業で、補助対象者が直接実施することができないものに要する経費

　　　　（例．３次元モデルデータ作成、パッケージデザイン、光造形モデル製作）

　（４）調査研究費

事業を行うために必要な調査、研究、試験分析に要する経費

　　　　（例．成分分析、性能試験、アンケート調査費）

　（５）報償費

大学、公設試験機関若しくは他企業等の専門家又はコンサルタントによる技術的　な検討又は指導を受ける場合に要する謝金（※４）

　（６）旅費

　　　新商品の開発及び販路開拓等に必要と認められる旅費、又は専門家に支給する旅費（※５）

　　　（例．得意先訪問旅費、現地調査旅費）

　（７）広告宣伝費

新商品の販路開拓のために行うパンフレット等（総合カタログを除く）の作成、見　本市・展示会への出展小間料（※６）及び新商品に係るホームページの作成（※７）に要する経費

|  |
| --- |
| ※１　試作、試験、サンプル品及びテスト販売のための必要最小限のものとします。  ※２　汎用性が極めて高く、主要な使用目的が新商品開発のためであると認定することができない機械装置等の購入は補助対象外となります。（例．３Ｄプリンタなど）  ※３　借用期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間分のみを対象とします。  ※４　本事業で開発した新商品に関する知的財産権の取得のための経費を含みます。  ※５　経済的、合理的な経路による料金とし、グリーン車、ビジネスクラスなどの付加された料金は対象外となります。自動車での移動によるガソリン代も対象外となります。  ※６　小間装飾費、運搬費、旅費は対象外となります。  ※７　商品の紹介のために作成するものを対象とし、販売を目的としてショッピング機能を付加したものは対象外とします。  その他、次のようなものは補助対象外となります。  　ア　事務用品、事務用備品、ソフトウェアの購入に係る経費  　イ　第三者が所有する知的財産権その他の権利の使用又は購入に係る経費  　ウ　インターネットショッピングモールへの出店費用等  　エ　申請書類作成のための費用 |

８　補助金交付に係るスケジュール

【提出書類】

①事業実施計画書

②収支予算書

③参考資料

【事業者】　　事業実施計画書提出（5月31日まで）

　　　　　　↓

【　市　】　　申請書類精査

　　　　　　　　　↓

【事業者・市】　　審査・ヒアリング（6月頃予定）

　　　　　　　　　↓

【　市　】　　採択決定　　　　←この時点ではまだ事業着手しないでください。

　　　　　　　　　↓

【提出書類】

①補助金等交付申請書

②事業実施計画書

③収支予算書

④同意書

【事業者】　　交付申請書提出

　　　　　　　　　↓

【　市　】　　交付決定

　　　　　　　　　↓

【事業者】　　事業着手

　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　＝＝＝以下、事業完了後＝＝＝

【事業者】　　実績報告書提出

　　　　　　　　　↓

【　市　】　　交付確定

　　　　　　　　　↓

【事業者】　　交付請求書提出

　　　　　　　　　↓

【　市　】　　補助金交付

９　その他留意事項

（１）複数年度にわたる計画については補助対象となりません。必ず、年度内に完了する計画としてください。

（２）商品の販売等に対し、許認可の必要な場合は、許認可を取得済みであるか取得見込みであることを条件とします。

（３）経費の計上は、交付決定日以降に発注したもので、事業期間内に支払いをしたものが対象となります。

（４）前年度の事業採択者による申請については、次のように取り扱います。

ア　前年度事業で開発した商品の販売促進等がおろそかになる恐れがある場合は、採択を見送ることがあります。

イ　審査の結果、新規の事業者の計画と、前年度も事業採択を受けた事業者の新たな計画の評価が同程度となった場合は、新規の事業者の事業計画を優先して採択することがあります。

（５）生産拠点が、市内に存在するかどうかは事業の採択の際の判断材料の一つ（市内経済への波及効果）であり、市内に生産拠点をもつ事業を優先的に

採用する場合があります。

（６）補助事業として実施した事業については、事業完了後、本補助事業の成果として概要を市ホームページに掲載する場合がありますのでご協力をお願いします。

ものづくり事業チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 内容 |
| １．事業要件（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | 新商品（試作品）を１個以上開発する事業である。 |
| □ | 新素材または新技術を活用した新商品を開発する事業、または、従来品に比べ著しく優れた機能を持つ新商品を開発する事業である。 |
| □ | 国・県等の補助金を受けていない事業である（国・県等の補助事業として採択された事業は補助対象外となります）。 |
| ２．事業者要件（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | 中小企業者等である。 |
| □ | 市内に主たる事業所がある。 |
| □ | 現に地域産業を主要業種としている。 |
| □ | 地域外への販路がある、もしくは販路開拓の見込みである（カタログ通販、インターネットショッピングモールへの出店も対象とする）。 |
| □ | 市税の滞納がない。（補助金交付申請時に滞納調査の同意書を添付）。 |
| ３．事業実施計画書（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | すべての項目が漏れなく記入されている。 |
| □ | 年度内に完了する計画である。 |
| ４．収支予算書（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | 補助対象経費が正しい費目に計上されている。 |
| □ | 根拠となる資料が添付されている（少額のものを除く）。 |